

地方公共団体における固定資産台帳の活用について

For effective use of the fixed asset register in local governments

安部 秀俊

1. はじめに

総務省による平成30年度中における財務書類等の活用状況調査によれば、財務書類や固定資産台帳の情報を公共施設の適正管理に活用した自治体は合計で79団体にすぎず、全体の4.4%に過ぎない。直近の総務省主催による研究会である「地方公会計の推進に関する研究会」において、固定資産台帳について以下のように懸念事項が示されている。すなわち、固定資産台帳の更新について整備したものの更新の仕方がわからないために進まないといったケースがあることや、公有財産台帳や貸借対照表などと整合性がとれていないケースがあり、各地方公共団体の現状や抱える課題等について改めて状況確認する必要があるとしている¹⁾。また、現状において固定資産台帳の整備・更新等に関する課題として同研究会にて挙げられている事項は、①台帳は随時更新が理想であるが財務書類作成時に一括更新で固定資産台帳を更新する団体がほとんどであること、②特に市区町村においては、固定資産台帳の担当者が一人というところも多く、他の業務も兼務しているような状況がみられること、③公有財産台帳など他の台帳との連携がされておらず二重管理になっている、④建物の評価において附属設備を分けずに一括計上している団体や、現物確認を実施していない団体も多くあり、固定資産台帳の精度に課題があることである²⁾。

以上のような問題意識がある中で、地方自治体の固定資産台帳の整備・更新そのものについての先行研究は数少ないものと考えられるが、例えば柴（2018）においては「固定資産台帳は財務4表を作成するための簿記システムから見れば補助簿に相当する。しかしながら、すべての固定資産を網羅している固定資産台帳は公共施設マネジメントの観点から見れば「主要簿」なのである。つまり、この固定資産台帳を行政経営の中核に据え、全資産を常に視野にいたれた行政経営が生まれてくるのである。³⁾」と述べられ、地方自治体における固定資産台帳の位置づけや重要性に言及している。また、山本（2001）では、「政府部門の固定資産は、道路等の政府固有のインフラ

1) 総務省（2019）「地方公会計の推進に関する研究会」第2回資料4。

2) 同上文献、第3回資料2。

3) 柴（2018）、36頁。

トラクチャー（インフラ資産）が含まれる外、そのストックに占める比重が大きい特性を有している。このため、その適正な管理が重要になるし、会計の認識・測定基準による差異が最も顕著に現れ、会計システム改革で焦点になるものである。⁴⁾」とし、地方自治体そのものではないが、国も含めた固定資産管理の重要性および会計システム改革においても焦点になり得る旨が述べられている。小西・菅原（2014）では、統一的な基準設定の意義について、「今回、「発生主義・複式簿記の導入」と「固定資産台帳の整備」を全自治体に求めたことが一番大きな点で、統一基準の根幹をなすもの⁵⁾」と述べている。

本稿では、まず統一的な基準において固定資産台帳がどのように取り扱われているか概観する。その上で、なぜ固定資産台帳の活用が進まないのかという点を明らかにするために、地方自治体における固定資産台帳の位置づけを企業会計における固定資産台帳と比較することによって考察する。さらに、固定資産台帳を活用に結びつけるための方策について考察を加えることにしたい。

2. 統一的な基準における固定資産台帳の取扱い

統一的な基準においては、固定資産等の評価方法や固定資産台帳の整備手順等の実務的な取扱いを示したものとして、「資産評価及び固定資産台帳整備の手引き」がある。統一的な基準は、厳密には「統一的な基準による地方公会計マニュアル」と呼称され、特定の項目ごとに分けて記載がなされている。具体的には、「財務書類作成にあたっての基礎知識」、「財務書類作成要領」、「資産評価及び固定資産台帳整備の手引き」、「連結財務書類作成の手引き」、「財務書類等活用の手引き」、「Q & A集」である。固定資産台帳の整備そのものが統一的な基準の一つを構成していること自体、固定資産台帳の重要性を物語っているといえよう。同手引きにおいても、固定資産は地方公共団体の財産の極めて大きな割合を占めるため、地方公共団体の財政状況を正しく把握するためには、正確な固定資産台帳に係る情報が不可欠である⁶⁾と述べている。

また、固定資産台帳の定義は、「固定資産台帳とは、固定資産を、その取得から除売却処分に至るまで、その経緯を個々の資産ごとに管理するための帳簿で、所有するすべての固定資産（道路、公園、学校、公民館等）について、取得価額、耐用年数等のデータを網羅的に記載したもの⁷⁾」であるとされている。

4) 山本（2001）、100頁。

5) 小西・菅原（2014）、6頁。

6) 総務省（2015b）、4項。

7) 同上文献、2項。

3. 固定資産台帳の位置づけ

企業会計における固定資産台帳の明確な定義は会計基準上、存在しない。ただし、一般に固定資産台帳は企業会計における帳簿組織でいうところの「主要簿」「補助簿」のうち、「補助簿」に相当するものである。沼田（1968）によるそれぞれの定義を援用すれば、主要簿とは「複式簿記の機構を成立させている帳簿をいい、換言すれば、それを取り去ると複式簿記が成立しない帳簿」をいい、補助簿とは「複式簿記の機構とは関係なく、よって必要に応じて設定する帳簿」である⁸⁾。したがって、企業会計上、固定資産台帳は必要があれば設定する帳簿である位置づけであるが、実質的には必要不可欠な帳簿であるといえる。その理由は以下のとおりである。

まず会社法第432条第1項では、「株式会社は、法務省令で定めるところにより、適時に、正確な会計帳簿を作成しなければならない」と規定し、企業会計原則第一一般原則二では「企業会計は、すべての取引につき、正規の簿記の原則に従って、正確な会計帳簿を作成しなければならない」と規定している。ここでいう会計帳簿には、固定資産台帳という文言は用いられていないが、法人税法施行規則第54条においては、「青色申告法人は、全ての取引を借方及び貸方に仕訳する帳簿、全ての取引を勘定科目の種類別に分類して整理計算する帳簿その他必要な帳簿を備え、別表二十に定めるところにより、取引に関する事項を記載しなければならない」と規定している。さらに減価償却資産に関する明細書は法人税申告書別表十六を構成する。したがって、株式会社は申告納税するためには、固定資産台帳を補助簿として設定し、必要な明細を作成することが合理的である。また、会計上も減価償却費の計算は通常、固定資産管理システム（固定資産台帳）で計算されるとともに、適正な期間損益計算の前提となる。加えて、資本的支出、収益的支出の判断においても固定資産台帳の利用が合理的である。まとめるとすれば、企業会計において、固定資産台帳は補助簿の位置づけではあるが、法令上、実質的に必須の会計帳簿であるといえよう。

一方、統一的な基準に基づく固定資産台帳の整備は、厳密に言えば法的な強制力は存在しない。統一的な基準による財務書類作成は、「今後の地方公会計の整備促進について（自治財政局長通知）（平成26年4月30日）」、「今後の地方公会計の整備促進について（総務大臣通知）（平成26年5月23日）」、「統一的な基準による地方公会計の整備促進について（総務大臣通知）（平成27年1月23日）」という自治財政局長通知および総務大臣通知によって、全国の地方自治体に要請がされている事項である。逆に法的に担保されている事項は、地方自治法と同施行令および同施行規則によって規定されている。すなわち、地方公共団体の決算は、歳入歳出予算についてこれを調整しな

⁸⁾ 沼田（1968）、106-114頁。

ければならないとし、当該書類については、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書である⁹⁾。このうち、財産に関する調書については、公有財産台帳をもとに作成されるものであるが、これは固定資産台帳とは異なるものである。両者を比較すれば以下のとおりである。

【図表 1】 公有財産台帳と固定資産台帳の比較

	公有財産台帳	固定資産台帳
管理の主眼	財産の保全、維持、使用、収益等を通じた現物管理	会計と連動した現物管理
対象資産の範囲	建物・土地・備品等が中心 (道路、河川など同台帳上に整備されていない資産もある)	すべての資産
資本的支出と修繕費	明確な区分なし	区分あり
付随費用	明確な区分なし	区分あり
金額情報	なし(原則)	あり
減価償却	なし	あり

出所：総務省（2015b）30頁、別紙1をもとに筆者作成。

【図表 1】に示したように、公有財産台帳と固定資産台帳は、管理の主眼が固定資産の現物管理にあることは共通するが、公有財産台帳には会計上の減価償却計算の基礎となる金額情報が原則として存在しない点が大きく異なる。さらにいえば、図表上は示されていないが、前述したように公有財産台帳は法定化された台帳であるのに対し、固定資産台帳は法定化されていない点が異なる。このように地方自治体は地方自治法に基づき、従前から公有財産台帳を伝統的に作成してきたのである。地方自治体の会計は、法制度として住民から徴収された税財源の配分を予算を通じて、適正かつ確実に執行するという点に重きが置かれているため、この点からのみからすれば、ストック情報である固定資産の金額情報は必要とされてこなかったのである。しかしながら、高度経済成長期に大量に整備したインフラ資産等が30～40年経過し、老朽化が進行し大量の固定資産の更新時期が近づいてきていること、また、少子高齢化により整備した公共施設の統廃合など合理化が迫られていること、単純に公共施設を更新するにあたって財政状況が厳しいことなどから、固定資産のストック情報の把握の必

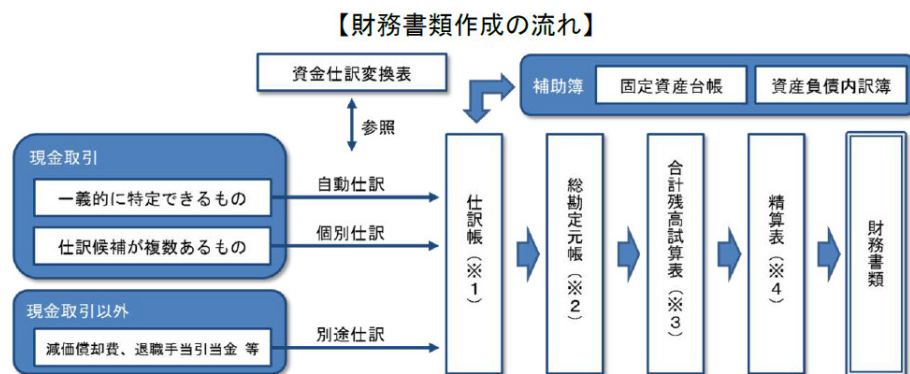
⁹⁾ 地方自治法第233条、地方自治法施行令第166条、地方自治法施行規則第16条の2。

要性が高まっているのである。このような背景もあり、統一的な基準は、地方自治体のストック情報の把握の大前提となる固定資産台帳の整備をすべての地方自治体に求めている。一方で、固定資産台帳の作成主体である地方自治体からすれば、そのような背景は理解できるものの、固定資産台帳の作成・更新は伝統的に求められてこなかった事項であり、保有する資産の大部分を占める固定資産の把握するためには業務量も膨大となる。また、前述のように企業会計においては事実上必須となっている固定資産台帳に対して、地方自治体における法定化されていない固定資産台帳の作成・更新は、公有財産台帳の更新に比べ、優先度は下がるものと想定される。この点は、固定資産台帳の活用が進まない制度的な要因があるように考える。この制度的な要因を解決するためには、地方自治法をはじめとする法令の改正をすればよいということになるが、それは会計学の範疇を超えているため、上記の条件は所与のものであることを前提として、以下において固定資産台帳の活用を検討する。

4. 統一的な基準における会計帳簿と固定資産台帳の関係

統一的な基準における会計帳簿と固定資産台帳の関係について、以下の図表に示す。

【図表 2】



※1 仕訳帳：取引を仕訳して記録する帳簿

※2 総勘定元帳：勘定科目ごとに金額の増減を記録・計算する帳簿

※3 合計残高試算表：総勘定元帳の勘定科目ごとの残高と合計額を表示した一覧表

※4 精算表：合計残高試算表の残高について財務書類ごとに表示した一覧表

出所：総務省（2015a）8頁。

【図表 2】は、統一的な基準（財務書類作成にあたっての基礎知識）において提示されているものである。仕訳帳と総勘定元帳は主要簿の位置づけであり、固定資産台帳は補助簿の位置づけであることが示されている。この点は、企業会計と同様である

が、地方自治体は前述のように議会において承認された予算に基づく歳入・歳出について決算を調整する必要があるため、既存の財務会計システムは収入・支出を把握するための現金取引を中心としたものとなっている。このため、現金取引については、既存の財務会計システムを前提に、統一的な基準による財務書類作成のための仕訳を作成することになる。ただし、統一的な基準は複式簿記に基づき作成するため、例えば、資本的支出と収益的支出のように現金支出がある項目の中で借方：資産になるものと借方：費用になるような取引があった場合には、既存の財務会計システムでは判明しない場合がある。このような場合には、システム上、仕訳を自動生成できないため、個別的に勘定科目を特定し、仕訳をおこなう必要がある。その意味で図表上、個別仕訳と記載されている。また、本来的に現金取引ではない減価償却費の計上や引当金の設定も個別的な仕訳が必要となる。このように、統一的な基準による財務書類の作成は、歳入歳出決算を調整するという、いわゆる官庁会計を前提として、これを補完するという位置づけとなっている。

図表上、補助簿である固定資産台帳は仕訳帳と連動しているが、これは会計年度において新規に固定資産を取得した場合には、仕訳や仕訳の元となった証憑が存在するため、これに基づき固定資産台帳に記録するという意味合いである。前述のように、統一的な基準による固定資産台帳の整備が要請される前までは、そもそも地方自治体には固定資産台帳は基本的に存在しないため、これを整備するためには過去の施設取得の記録を一から調査するとともに、実際に現地に赴いて現物の確認をおこなう必要がある。総務省による直近の調査によれば、固定資産台帳の整備は全団体の99.4%であり、ほとんどの地方自治体において整備が完了している（平成31年3月31日時点統一的な基準による財務書類の整備状況等調査）。このように整備状況が非常に高い水準であるにもかかわらず、固定資産台帳の更新が進まないケースがあるのは、なぜであろうか。ひとつは、前述の公有財産台帳と固定資産台帳の比較において述べた点と同様に、財務書類作成の流れ自体、既存の官庁会計を前提とした副次的なものとして運用されている点である。統一的な基準による財務書類作成は、総務大臣通知により要請された事項であり、法定化されていないものの、地方自治体にとっては国からの要請であるので実質的に取り組まなければならないものである。従前から存在する官庁会計の財務会計システムを活かしつつ、統一的な基準に基づく財務書類を効率的に作成するための方策が資金仕訳変換表を用いた自動仕訳である。整備された固定資産台帳の更新は、当然システム上自動で作成されるわけではない。別途、仕訳や証憑から必要項目を抽出し、台帳登録をしなければならない。また、当初の整備時点の固定資産台帳の精度が悪いと台帳の更新自体も手間がかかることも想定される。こうした統一的な基準による会計帳簿作成の流れ自体にも要因があるものと考えられる。

さらにもうひとつは、【図表2】における仕訳帳の作成方法には、統一的な基準上、「日々仕訳」と「期末一括仕訳」という大きくふたつの方法が認められている点である。ここに「日々仕訳」とは取引の都度、伝票単位ごとに仕訳を行う方法といい、「期末一括仕訳」とは、日々の取引の蓄積を期末に一括して仕訳を行う方法をいう¹⁰⁾。いずれの方法によったとしても、最終的に作成される財務書類は当然変わらない。ではなぜ、両方法が認められているかといえ、前述のように統一的な基準に基づく財務書類は、既存の財務会計システムを前提にして、複式仕訳を生成することを前提にしているからである。すなわち、地方自治体の会計は、予算の確実な執行を大前提に収入支出を把握してゆく官庁会計によるため、日々の予算の執行は収入支出ベースで積み上げられ管理されており、統一的な基準による財務書類の作成は会計年度ベースであるため、期末に複式仕訳に一括変換して作成することも可能であるためである。これは、企業会計と比較するならば大きな違いといえる。企業会計においては、期末一括仕訳なる方法は通常、想定されない。そもそも企業会計においては、期末に一括して仕訳を変換する元となる財務会計システムは通常存在しないし、何より日々の取引が把握できず、経営の管理ができないからである。固定資産台帳の維持・更新といった側面を考えれば、「日々仕訳」と「期末一括仕訳」の両方法で比較すれば、「日々仕訳」のほうが有用であるといえる。日々仕訳によれば、日々の取引を日常的に把握しなければならないため、固定資産の取得・除売却の都度、台帳の更新を行う必要があり、台帳の精度が上がるためである。期末一括仕訳では、決算時にまとめて処理を行うため、台帳の更新のみならず、財務書類作成のための個別的な仕訳なども同時並行で行わなければならない。したがって、統一的な基準においては、「日々仕訳」を原則的な方法としているが、実務上は「期末一括仕訳」を適用する地方自治体が大多数となっている。総務省による平成29年3月31日時点における統一的な基準による財務書類の整備予定等調査では、日々仕訳による財務書類作成団体が公表されており、これによると日々仕訳による財務書類の整備を行う予定の団体数は、筆者がカウントしたところ124団体である。これは全団体1,788団体のうちの6.9%に過ぎない。このように「期末一括仕訳」を採用している団体が大多数であるといった点も固定資産台帳の適切な維持・更新が進まない要因のひとつであろうと考える。

5. 地方自治体における固定資産と組織構造の関係について

総務省はホームページにおいて、統一的な基準による財務書類に関する情報を統一された様式に基づいて公表している。これによれば、地方自治体における会計上の資

¹⁰⁾ 総務省 (2015c)、54項。

産のほとんどは、固定資産で構成されている。都道府県単位で、総資産に占める固定資産の割合は平均値で97%であり、市区町村レベルでは96%に達している¹¹⁾。これが意味するところは、資産のほとんどを占める固定資産台帳を適切に更新していくためには、全庁的な対応が前提となるということである。一方で、地方自治体の組織構造は一般に以下のように考えられていると思われる。「二元代表制による自治体の運営は、住民の直接選挙で選ばれる首長が運営の基本である予算編成と人事権をもつと同時に、同じく住民の直接選挙によって選ばれる議員による予算議決権や条例制定などでチェック機能を果たす仕組みになっている。この仕組みは、別の観点から見ると、役所における「縦割り」の部局を束ねる首長と、それぞれの「横割り」の地域を代表する議員という構造ということもできる。(中略) 公共施設は、建設計画・施工にあたっては建設する地域を意識するが、計画・施工主体は各部局が担うので、予算確保も管理運営も縦割りで行われ、隣り合った施設でも管理主体が異なるため、調整は難しいのが実態である。¹²⁾」したがって、このようないわゆる縦割り型の組織構造を前提とすれば、そもそも全庁的な対応が必要である固定資産台帳の適切な維持・更新のためには何等かの工夫が必要である。また、期末一括仕訳方式では、各所管課に統一的な基準による財務書類作成に対する意識づけが薄いため、固定資産台帳の更新が困難になるリスクがある。

また、統一的な基準における資産評価及び固定資産台帳整備の手引きでは以下のように述べられている。「固定資産台帳の整備にあたっては、固定資産を管理する責任は各所管部署にあるなかで網羅的に一元化した台帳とする必要がありますので、特定部署の職員だけでなく、全庁の職員が協力して作業を行っていくことが必要不可欠です。¹³⁾」固定資産を管理する責任は各所管部署にあると明確に述べられている。しかしながら、初めて固定資産台帳を整備するにあたり、効率性や業務量の観点から台帳整備にあたっては業者への委託が多くみられる。日本会計研究学会の特別委員会の実態調査によれば、過半数を超える自治体において、監査法人やコンサルティング会社、システムベンダーといった外部業者に統一的な基準の導入支援を依頼予定であることが示唆されている¹⁴⁾。固定資産台帳を今後、適切に維持・更新を行っていくにあたっては、管理責任を明確化したうえで、全庁的に対応を検討していく必要があると考える。

11) 詳細は安部（2020）にて検討している。

12) 松村・南（2011）、127頁。

13) 総務省（2015b）、115項。

14) 日本会計研究学会特別委員会（2016）、387頁。

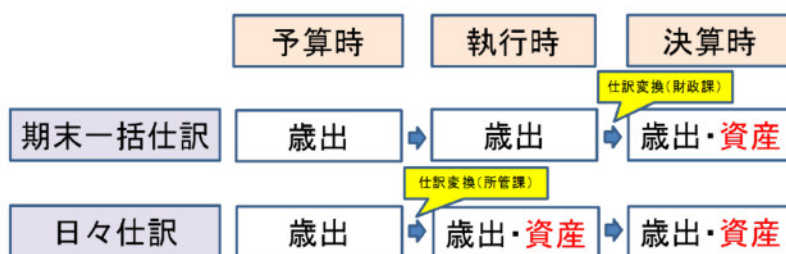
6. 固定資産台帳の活用に向けて

固定資産台帳の適切な維持・更新のためには、上記において検討してきたように、制度的な要因、官庁会計を前提とした財務会計システムの問題、地方自治体の組織構造をふまえた上で、これに対応できるような仕組み作りが重要である。固定資産台帳の適切な維持・更新が可能になってはじめて、これを活用することが可能になるからである。すなわち固定資産台帳を活用していくためには、固定資産台帳そのものの適切な維持・更新が大前提である。固定資産台帳の適切な維持・更新をすべての地方自治体が行っていくためには、制度的な後ろ盾とともに実効的な予算確保が必要であると考えられる。すなわち、将来的には法律改正も前提に公有財産台帳と固定資産台帳の統合を行い、二重管理の問題を排除していくことが必要である。現状の制度を前提にすれば、地方公会計、特に固定資産台帳の適切な維持・更新に先進的な自治体が存在する。この点、和光市の取り組みが非常に参考となる。和光市では、「予算仕訳」という仕組みを構築している。ここでいう予算仕訳とは、官庁会計上の予算科目を見直し、予算科目と複式簿記の仕訳科目を一致させることで、予算段階で公会計上の仕訳を確定させる方法を指し、以下に示す。

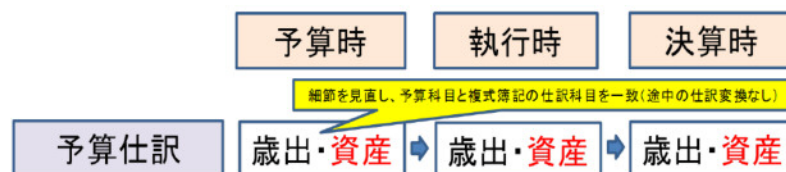
【図表 3】

歳出を資産と費用に分けるアプローチの仕方

【先行事例】



【和光市で導入した仕組み】



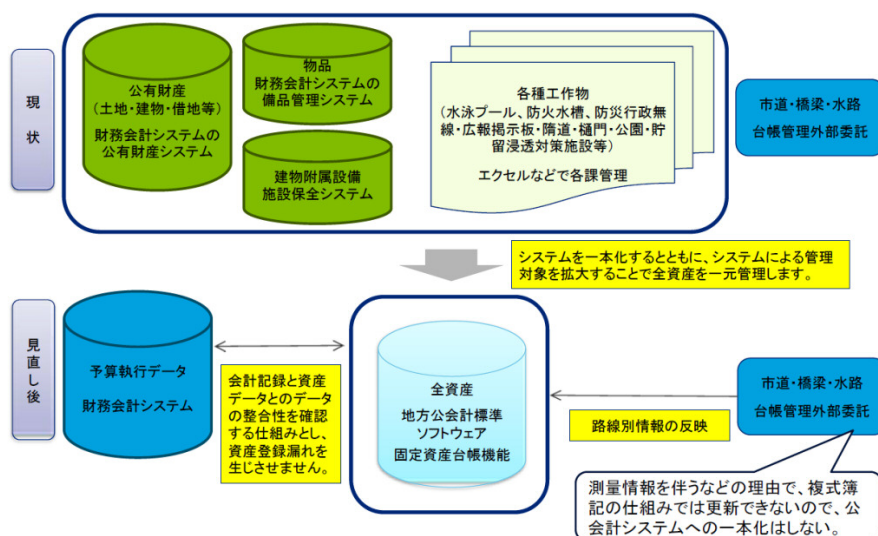
出所：和光市（2016）「和光市の公会計制度について」、4頁。

財務書類の作成方法には、前述のように日々仕訳方式と期末一括方式による方法が

ある。日々仕訳方式によるためには、日々仕訳に対応した財務会計システムの大改修が必要であり、基本的に各所管課での仕訳を前提としていることから職員への研修やマニュアルも必要となり、ハードルは高いものと思われる。和光市は、期末一括方式を採用している団体であるが、図表3に挙げたように、予算時点で仕訳を生成するために、官庁会計上の予算科目と公会計上の資産科目を整合させる仕組みを構築することによって、日々仕訳よりも早いタイミングで仕訳生成を可能としている。また、併せて庁内財産関連システムの最適化を行っている。以下に示す。

【図表4】

公会計対応を受けた庁内財産関連システムの最適化



出所：和光市（2016）「和光市の公会計制度について」、17頁。

図表4に示したように、公有財産等、別々に存在していたシステムを一元化し、既存の財務会計システムとの連携を図っている。前述の予算仕訳のシステムから生成される仕訳をもとに固定資産台帳の機能を有するシステムに固定資産を登録することによって、適時に台帳への更新を可能としている。

また、同様の取り組みとしては、砥部町や大東市も予算仕訳という取り組みを構築している。砥部町や大東市は、予算段階で支出項目を「資産」となる項目か「費用」となる項目かを事前に判別している。さらに砥部町では、予算の執行段階における支出伝票作成段階で、固定資産台帳への登録帳票を添付する仕組みによって、随時に漏れなく台帳登録を可能としている。

そのほかにも、総務省における「地方公会計の活用の促進に関する研究会報告書」では、先進自治体の取り組みが取りまとめられている。固定資産台帳に関連する部分を抜粋すると以下のとおりである。

【宇城市】道路台帳と河川台帳は別途保有するものの、公有財産台帳と固定資産台帳を一元化している。予算科目を細分化することにより、固定資産台帳の登録が予算科目を特定し、システム上で登録しないと作業が進まないように制限をかける仕組み。日々仕訳の適用団体である。

【習志野市】日々仕訳方式。会計課が支出伝票に基づいて固定資産台帳に登録。

【浜松市】期末一括方式。各台帳データを一元化。

【東京都】日々仕訳方式。公有財産台帳と一元化。各局が固定資産台帳に登録、支出に関連しない資産の異動（寄付寄贈除却等）であっても、各局において各資産システムに入力した登録内容が財務会計システムへ取り込まれ、自動的に仕訳が発生する。¹⁵⁾

以上、先進的な取り組みを行っている地方自治体で共通する点は、官庁会計を扱う既存の財務会計システムと統一的な基準に基づく財務書類作成のための仕組みの融合を図っていることである。公有財産台帳システムと固定資産台帳システムの一元化を図っていることも同様の視点で捉えることができよう。また、固定資産台帳の適切な維持・更新を行うためには、日々仕訳方式による財務書類作成が望ましいが、期末一括仕訳方式であったとしても、工夫次第で十分に達成可能であることを示唆している。

固定資産台帳の適切な維持・更新を行うことで、次の段階である「活用」が検討される。これは、固定資産台帳の適切な維持・更新で可能となることであるといえる。言い換えれば、従前より存在していた公有財産台帳では不可能であることであるといえよう。それは、図表1で指摘したように、正確な固定資産の金額情報である。これによって、ストック情報である貸借対照表の作成が可能になり、取得原価をもとに減価償却費を算定できる。公共施設の減価償却費を算定することによって、フルコストの計算が可能となり、例えば施設別の行政コスト計算書の作成が可能となって、行政評価や施設の統廃合や、その際の説得力の高い住民への説明資料の作成ができるようになる。さらに、将来の更新投資必要額を推計できれば予算編成にも活用することができる。このように、固定資産台帳の整備によって可能となる「活用」は多岐にわたると考えられるが、中々進まない現状が存在するのは、その大前提である固定資産台帳自体が地方自治体に浸透していないものと考えられる。前に述べたように官庁会計を扱う既存の財務会計システムと統一的な基準に基づく財務書類作成のための仕組みの融合を図ることが、その後に検討される「活用」につながるものと考えられる。

¹⁵⁾ 総務省（2018）、5、100-136頁。

7. 結びにかえて

本稿では、地方自治体における固定資産台帳の活用に向けて、地方自治体の特性を考慮の上、考察した。具体的には、法的な強制力等の制度的な問題、官庁会計を基礎とするシステム面の問題（期末一括仕訳・日々仕訳といった財務書類作成方式を含む）、そして組織構造といった地方自治体の特性である。その特性に基づくのであれば、既存のシステムである官庁会計を扱う財務会計システムや公有財産台帳システムと、統一的な基準に基づく地方公会計制度の「融合」をいかにして日常業務に落とし込むのかといった点が、固定資産台帳の適切な維持・管理には重要である旨を指摘した。現状のところ、固定資産台帳の本来の活用を行っている地方自治体は地方公会計の取り組みについて先進的な自治体に限られているが、公共施設等の固定資産を適正な管理を行う必要があるのはすべての地方自治体が対象であるからである。固定資産台帳の適正な維持・管理が固定資産台帳の本来の活用に結び付くと考える。

本稿で指摘したように、地方自治体が有する資産のほとんどすべてが公共施設等の固定資産である。固定資産台帳がすべての地方自治体で適切に維持・管理されるようになれば、さらに一歩進んで地域再生や地方創生といった用語に代表されるような地域を活性化できる政策への有用な情報提供も可能であると考ええる。また、本稿では固定資産台帳の取り扱いに焦点を当てており、会計上の固定資産の認識・測定といった論点や固定資産台帳の公表義務の問題については検討をしていない。以上に挙げた点も含めて今後の研究課題としていきたい。

<参考文献>

- 安部秀俊（2020）「地方公会計における固定資産に関する情報の考察」『経営学経営論集』第52号、明治大学大学院経営学研究科。
- 小西砂千夫・菅原正明（2014）「新地方公会計統一基準への対応と留意点—固定資産台帳整備を中心に」『地方財務』、2014年11月号、2-32頁。
- 柴健次（2018）『財政の健全化と公会計改革』、関西大学経済・政治研究所。
- 総務省（2015a）『統一的な基準による地方公会計マニュアル』「財務書類作成にあたっての基礎知識」。
- 総務省（2015b）『統一的な基準による地方公会計マニュアル』「資産評価及び固定資産台帳の手引き」。
- 総務省（2015c）『統一的な基準による地方公会計マニュアル』「財務書類作成要領」。
- 総務省（2018）「地方公会計の活用に関する研究会報告書」。
- 総務省（2019）「地方公会計の推進に関する研究会」第1回～第4回資料。
- 日本会計研究学会特別委員会最終報告（2016）「新しい地方公会計の理論、制度、および活用実践」、実態調査報告。
- 原俊雄（2019）『簿記と帳簿組織の機能—歴史的・国際的視点から』、中央経済社。
- 沼田嘉穂（1968）『帳簿組織』、中央経済社。
- 松村俊英・南学（2011）「公共施設・インフラ更新における財務諸表整備の効果」『地方財務』、2011年1月号、126-136頁。
- 山本清（2001）『政府会計の改革 国・自治体・独立行政法人会計のゆくえ』、中央経済社。

和光市（2016）「和光市の公会計制度について」。

（あべ ひでとし・大原大学院大学 会計研究科講師）